

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【公開番号】特開2015-24103(P2015-24103A)

【公開日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-008

【出願番号】特願2013-157185(P2013-157185)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月24日(2016.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技装置を収納する略矩形の本体枠と、

前記本体枠の前面を開閉する扉枠と、

を備える遊技機であって、

前記本体枠の一端に設けられ、前記扉枠を開閉可能に軸支する支持部と、

少なくとも遊技媒体を貯留可能な領域を有し、前記扉枠の略下端に位置する遊技媒体貯留部と、

を備え、

前記遊技媒体貯留部の底面は、

前記開放側の側端から所定位置に亘って略同一平面にて形成される第一底面部と、

前記所定位置から前記軸支側の側端に亘って形成される第二底面部と、を有し、

前記第二底面部は、前端と後端とが異なる高さとなるように形成され、いずれも前記第一底面部よりも高さ方向で上方に形成され、

前記遊技媒体貯留部を正面から見たときに前記第二底面部が視認困難とされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

従来の遊技機では、遊技機の取扱い性を向上すると共に、遊技者からも注目されるよう<sup>に</sup>に気を配るのが通常であった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0005】

しかしながら、従来の遊技機では、操作性や装飾に対する配慮が不足していた。そこで、本発明は、有益な遊技機の提供を目的とするものである。

## 【手続補正4】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0006

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0006】

前記目的を達成するために、本発明は、遊技装置を収納する略矩形の本体枠と、前記本体枠の前面を開閉する扉枠と、を備える遊技機であって、前記本体枠の一端に設けられ、前記扉枠を開閉可能に軸支する支持部と、少なくとも遊技媒体を貯留可能な領域を有し、前記扉枠の略下端に位置する遊技媒体貯留部と、を備え、前記遊技媒体貯留部の底面は、前記開放側の側端から所定位置に亘って略同一平面にて形成される第一底面部と、前記所定位置から前記軸支側の側端に亘って形成される第二底面部と、を有し、前記第二底面部は、前端と後端とが異なる高さとなるように形成され、いずれも前記第一底面部よりも高さ方向で上方に形成され、前記遊技媒体貯留部を正面から見たときに前記第二底面部が視認困難とされることを特徴とする遊技機である。

## 【手続補正5】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0007

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0007】

本発明によれば、有益な遊技機を提供することができる。